

|                  |   |                  |               |                     |  |  |
|------------------|---|------------------|---------------|---------------------|--|--|
| 会議名              |   | 第1回旭川市教科書調査委員会会議 |               |                     |  |  |
| 日時               | 令和元年6月7日(金)<br>午後3時30分～午後4時30分  |                  | 会場            | 上川教育研修センター<br>2階 講堂 |  |  |
| 出席               | 調査委員 旭川市教科書調査委員会 石前委員長<br>事務局 山川学校教育部長, 岩崎学校教育部次長, 佐藤学校教育部次長,<br>長井学務課主査, 及川学務課担当   |                  | ほか55人<br>計 5人 |                     |  |  |
| 欠席               | 調査委員 4人   |                  |               |                     |  |  |
| 会議の公開等           | 非公開とする。<br>理由: 公開することにより, 公正又は適正な意思形成に著しい障害が生じるおそれがあり,<br>公正で円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため   |                  |               |                     |  |  |
| 議題               | 1. 委員長・副委員長選出<br>2. 会議の公開等の取扱いについて<br>3. 質問<br>4. 今後の調査委員会の開催日程について<br>5. その他   |                  |               |                     |  |  |
| 議事内容(主な論点)       |   |                  |               |                     |  |  |
| 1 委員長・副委員長選出     | 旭川市教科書調査委員会条例第5条では, 委員の互選によると規定されている。<br>会議において, 委員長には校長を務めている石前委員とすることを, 副委員長にはPTA連合会の安藤委員とすることを決定する。  |                  |               |                     |  |  |
| 2 会議の公開等の取扱いについて | 旭川市教科書調査委員会は条例に定める附属機関である。<br>旭川市市民参加推進条例第13条では, 附属機関における会議は, これを公開することが原則とされているが, その審議内容が「調査・研究に係る事務に関する情報であって, 公開することにより, その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」については, 附属機関が決議すれば, 非公開とすることもできるとされている。<br>北海道教育委員会からの通知においても, 教科書採択は高い公正性・透明性が確保され, 静謐な環境の中で適切に行われる必要があるとされていることに加え, 過去の例も踏まえ, 審議中の各委員の自由な発言を保証し, 審議の公正性を保つ上からも「教科書採択が終了するまでの間」は, 会議の公開については非公開とすることを決定する。 |                  |               |                     |  |  |
| 3 質問             | 会議の記録等の取扱いについて, 旭川市市民参加推進条例施行規則第10条では, 附属機関の会議を公開しなかった場合, 必要があると認めたときは会議の記録を公表するものとしている。<br>「教科書採択が終了した後」は, 非公開とする理由がなくなるため, 会議の記録や委員名については公表することとする。<br>なお, 会議の内容及び発言者名の記載については, 調査審議中の各委員の自由な発言を保証する上で, 発言者名を記載しない要点記録とすることを決定する。<br>また, 会議の記録については委員長が確認することを決定する。   |                  |               |                     |  |  |
| 4 その他            | 旭川市教育委員会から旭川市教科書調査委員会に対し, 次のとおり質問がなされる。<br><br>「旭川市教科書調査委員会条例第2条の規定に基づき, 平成30年度に新たに文部科学大臣の検定を経た小学校用教科用図書について, 以下の採択方針を踏まえ, 調査研究し, 教育委員会に別紙様式1及び別紙様式2を添えて答申されたく質問いたします。」<br>「教科用図書の採択方針」<br>令和2年度から使用する小学校用教科用図書の採択に当たっては次の方針に基づき, 公平かつ  |                  |               |                     |  |  |

厳正、慎重に行わなければならない。

- 1 日本国憲法及び教育基本法の精神を遵守する。
- 2 学習指導要領の趣旨を踏まえる。
- 3 本市を中心とする地域性並びに生徒の実態、生活経験及び興味・関心などに配慮する。」

調査結果については、 評議書の別紙様式 1 及び様式 2 に整理し、 それらを添えて、 調査委員会委員長から教育委員会に答申書を提出するとともに、 教育委員に対し、 概況報告を行うこととする。

なお、 調査委員会の会議録、 答申書、 報告様式 1 及び 2 については、 採択終了後に公表することとする。

4 今後の調査委員会の開催日程について

答申の時期は、 8月末迄に教育委員会において採択を行わなければならないため、 7月19日に開催予定の最終の旭川市教科書調査委員会において、 調査研究の結果を取りまとめの上、 旭川市教育委員会に答申する。

それまでの間に、 概ね 2 回程度の小委員会を開催し、 教科書の調査研究を進める。

5 その他

調査委員の報酬は、 任期終了後に支払われる。

配付された口座振替依頼書を最終調査委員会開催時までに事務局に提出する。

マイナンバー制度の開始により、 マイナンバー及び本人確認書類についても最終の教科書調査委員会開催時までに事務局に提出する。